

## ご旅行条件書（手配旅行条件書）

社名：株式会社スリーウインズ

お申し込みの際は必ずこの条件書をお読みください。

### 第1章 手配旅行契約

1. 海外航空券の販売は、株式会社スリーウインズ（以下「当社」と呼びます）とお客様との間で締結する手配旅行契約の約款に定めるところによります。

### 第2章 お申し込み条件

1. 20歳未満の方は、親権者の同意書の提出が必要です。
2. 65歳以上の方、妊産婦の方および現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し込み時にお申し出下さい。尚、この場合、医師の診断書をご提出いただく場合がございます。また、状況に応じて介助者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

### 第3章 旅行契約の成立および旅行代金のお支払い

#### 旅行契約の成立

1. 旅行契約は、当社がお申し込みを受諾し、お申し込み金を受領した時に成立します。
  - 上記1にかかわらず、次の場合はお申し込み金の支払を受けることなく、旅行契約が成立します。
  - お申し込み金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。（来店の場合は書面をお渡しした時点、FAXの場合は発信した時点、Eメールの場合はお客様に到着した時点で契約成立となります。）

2. 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに航空券をお渡しする場合。（当社がお申し込みを受諾した時点で契約成立となります。）
3. お申し込み金（お一人様 30,000 円、以上全額までただし航空券代金が 30,000 円未満の場合は全額）は、当社がお申し込みを受諾した日から当社が指定する時までにお支払ください。また、特に指定しない場合は 3 日以内にお支払ください。（但しご出発 14 日前以降のお申込の場合はお申込と同時に全額）（小児、座席を使用しない幼児も同様）
4. お申し込み金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。
5. 旅行代金からお申し込み金を差し引いた残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14 日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14 日目に当る日以降にお申込みの場合で、お申込時に全額をお支払いいただけない場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。

#### 取消し待ちの手配

1. 当社はおお客様のご要望により取消し待ちの航空券の手配を承ります。この場合でもお申し込み金（お一人様 30,000 円、ただし航空券代金が 30,000 円未満の場合は全額）を申受け、当社との手配旅行契約は成立いたします。（但し、取消待ち状態における手配旅行契約は、手配の完了を保証するものではありません。）お客様に手配完了の連絡をさせていただく前でも、お客様が取消・変更をお申し出頂いた場合は、旅行契約の解除と見なし、所定の取消手数料、変更手数料を申し受けます（上記の場合であっても、当社は取消・変更のお申し出を受けた時点で手配が完了していない場合は、取消手数料、変更手数料は収受いたしません）。また、あらかじめお客様との間で定めた期限までに予約ができなかった場合は申込金全額を払戻します。

## 第4章 航空券代金

1. 契約時の運賃・料金が適用となります。但し、利用する交通機関の運賃・料金の変更及び天災など当社の管理し得ない事由で変更が生じた場合には、お申込み以降であっても代金に変更される場合があります。
2. 航空券代金とは航空運賃、航空保険特別料金の合計額を言います。なお、航空保険特別料金は、その他運送機関の課す付加運賃・料金、及び空港税の金額と共に航空運賃とは別途にご案内いたします。

## 第5章 ご利用条件

1. 航空会社の都合により、出発直前に出発日、出発便、ルートの変更をお願いすることがあります。
2. お申込みいただいた航空券がエコノミークラスの場合、差額を支払ってもビジネスクラスなどへの変更および、禁煙席、喫煙席、窓側席、通路側席などへのご希望はお受けできません。
3. お客様の取消・変更により既にお渡しした航空券を使用されない場合については、必ず販売店にご返却いただくことが条件となります。お返しいただけない場合には正規航空券との差額をご請求させていただきます。（但し、予約された航空機出発後の未使用航空券は一切払い戻しはありません）
4. 当初の予約どおりご利用が代金適用の条件となります。例えば FIX 往復航空券の場合については、復路を現地で変更することはできません。また、事前に航空会社の承認を得ることなく片道のみ使用した場合は、航空会社から片道普通航空運賃との差額を徴収させていただきます。
5. お客様が旅行中に天災などの不可抗力、又はお客様の不注意により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 第6章 ご注意

1. 国際線の搭乗手続きは出発の2時間前(方面によっては3時間前)までに行ってください。
2. 予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻をお問合せください。
3. パスポートの必要残存期間は国・地域により異なりますのでお客様ご自身でご確認下さい。又、外国に入出国する際には、パスポートと共に「出入国記録カード」「税関申告書」などが必要になります。
4. 外国での治療費用はたいへん高額になる場合が多く、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、お客様ご自身で十分な海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

## 第7章 空港諸税及びその他運送期間の課す付加運賃・料金等

1. 国際航空券発券時に徴収する事を義務づけられている空港諸税は航空券代金お支払い時に別途、販売店に日本円でお支払いください。なお、日本円換算額は最終確認の時点に確定させていただき、それ以降の為替変動による追加徴収・返金はいたしません。為替レートは最終確認の前月最終日の4~10日前の間の月曜日午前中終値(終値はいずれも東京三菱銀行売渡レート)によります。但し為替変動により例外的に上記以外の日の為替レートを適用する場合があります。
2. 空港諸税の新設・税額に変更があった場合は徴収額が変更になる場合があります。
3. 空港諸税は利用する航空券の適用運賃の大人・子供種別により徴収されます。
4. 航空会社によりその他運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。)及び航空保険特別料金を徴収する場合がありますので、航空券代金お支払時に別途販売店に日本円 = 旅行業約款 手配旅行条件書 =

でお支払ください。詳細は上記(1)～(3)と同様ですが、航空保険特別料金については、航空会社により同一区間でも保険料の異なる場合や日本円で定額設定のケースもあります。また、運送機関の課す付加運賃・料金に関して、追加申請・認可のあった運送機関については、別途追加徴収させていただきます。

円(内税)及び別途、通信、郵送、斡旋等に必要な実費を申し受けます。緊急手配料金及び実費は取消となった場合でも払戻いたしません。

- ご旅行契約成立後、万一お申込みを変更や取消される場合は下記の取消料(取消手続料及び(1)記載の実費)、変更料(変更手続料及び(1)実費)、取消変更料実費が必要となりますのでご了承ください。(小児、座席を使用しない幼児も同様となります)

## 第8章 緊急手配料金

- ご出発の2営業日前(土・日・祝日を含まず)以降のお申込みは、緊急手配料としてお一人様 5,250

旅行解約日・変更日	取消手続料 (お一人様)		変更手続料 (お一人様)
	通常期	ピーク時	
a. 出発日の前日から起算して 60 日～31 日前	5,000 円	15,000 円	無料
b. 出発日の前日から起算して 30 日～15 日前 (但し、航空券代金が 5 万円以下の場合)	20,000 円 (10,000 円)	30,000 円 (20,000 円)	ピーク期: 取消料と同額 通常期: 1 回まで無料 2 回目以降は 1 回につき 3,000 円
c. 出発日の前日から起算して 14 日～3 日前 (但し、航空券代金が 5 万円以下の場合)	30,000 円 (20,000 円)	40,000 円 (30,000 円)	取消料と同額
d. 出発日の前日から起算して 2 日目にあたる日と前日 (但し、航空券代金が 5 万円以下の場合)	航空券代金の 50% *注 (30,000 円)	航空券代金の 50% *注 (40,000 円)	取消料と同額
e. 当日および旅行開始日以降	航空券代金全額		航空券代金全額

- \*注: 取消手続料が 30,000 円未満の場合は 30,000 円頂戴いたします。取消手続料が 40,000 円未満の場合は 40,000 円頂戴いたします。
- 取消手続料・変更手続料 a～c が d を上回る場合は、d を上限、また、航空券代金全額を a～e の上限とします。
- 航空券を空港で受け取りになる場合は、出発のご案内(予約確認証)発行後は、出発日 15 日前であっても 14 日前～3 日前までの取消手続き料金が適用となります。
- お客様のご要望等により事前に航空券を発券した場合の変更又は取消に関しては、航空券代金全額を申し受けます。
- 早期割引航空券をご予約の場合は、ご予約時にお伝えした弊社発券手続き日以降は、航空券代金全額がお取消料となります。
  - 上記の取消手続料・変更手続料以外に、航空会社に対して支払う取消変更料実費を頂くことがございます。
  - ピーク時とは、4 月 25 日～5 月 5 日、8 月 5 日～15 日、12 月 20 日～1 月 5 日の出発です。
  - ホテルその他の手配については、別途変更・取消手続料がかかります。
  - 変更とは、同一のお客様が同一の航空会社を利用し、当初の出発日から起算して 2 ヶ月以内の間で出発日、利用便、航空券条件等を変更する場合をいいます。ご搭乗者氏名のスペルの訂正は、取消・新規予約のお取扱いとなります。また、変更後に変更・取消となった場合は、当初の出発日または変更後の出発日を基準として高い方の取消手続料・変更手続料を申し受けます。
  - 航空会社により、上記以外に特例がある場合があります。特例が適用される場合には、契約時にご案内します。

ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内に当社までお申し出下さい。

総合旅行業務取扱管理者 吉居 真季

(総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。)

この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。)